

大河原町水道事業窓口業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 6 年 5 月
大河原町上下水道課

大河原町水道事業窓口業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

大河原町水道事業の窓口業務（以下「委託業務」という。）については、水道の安全・安心の原則を踏まえ、業務を行っているところであるが、お客様サービス水準の一層の向上と管理体制・運営基盤の更なる強化を図るため、業務効率化につながる優れた業務遂行能力を有する民間事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託することにより、安定した事業運営を持続的に行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大河原町水道事業窓口業務委託

(2) 対象業務内容

受託事業者が行う対象業務の内容は次のとおりとし、詳細は別紙「要求水準書」において定める。

- ① 窓口・受付業務
- ② 水道メーター検針業務
- ③ 開閉栓業務
- ④ 調定及び調定更正業務（異常水量・宅内漏水対応）
- ⑤ 収納業務
- ⑥ 滞納整理及び給水停止業務
- ⑦ 電子計算処理業務
- ⑧ 給水装置工事受付等業務
- ⑨ 排水設備工事受付等業務
- ⑩ その他関連する業務

(3) 履行期間等

業務履行期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

なお、契約締結の翌日から業務開始までの期間は、研修期間及び業務開始準備期間とし、（仮称）大河原町水道お客様センターの稼働開始日を令和7年4月1日とする。

(4) 提案見積限度額

総額 289,920,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案見積金額は、この上限を超えてはならないものとする。また、この金額は契約金額等を示すものでない。

3 事務局

大河原町上下水道課 課長補佐 佐藤芳信
〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南19番地
電話：0224-53-2116 F A X：0224-53-3818
電子メール：jyogesui@town.ogawara.miyagi.jp

4 スケジュール

項目	日程等
公告	令和6年5月31日（金）
参加申込期間	令和6年5月31日（金）～7月1日（月）
参加者の決定・通知	令和6年7月9日（火）
質問受付期間	令和6年7月11日（木）～7月26日（金）
質問に対する回答	令和6年8月1日（木）
業務提案書提出期限	令和6年8月30日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年9月19日（木）
受託候補者の決定及び通知	令和6年9月27日（金）
契約締結	令和6年10月下旬
業務引継ぎ （業務準備期間）	令和6年11月上旬～ （契約の締結の日の翌日から令和7年3月31日）
業務委託開始	令和7年4月1日

※日程は都合により変更になる場合がある。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、現在「令和5年度・令和6年度大河原町入札参加資格者名簿」に登録を受けている者であり、参加申込書提出時までには下記の要件を満たすものであること。

- (1) 参加申込の日から契約締結までの間において、大河原町建設工事入札参加登録業者等指名停止要領（平成27年訓令第7号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始又は再生手続きの開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (4) 大河原町暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条に定める暴力団、暴力団員又

はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

- (5) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざん防止その他の個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じることができること。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) プライバシーマーク又はISMSの情報セキュリティ関連認証を取得していること。
- (8) 全国で給水人口2万人以上の水道事業体において、料金徴収業務等の実績があり、当該業務委託の目的達成に必要な人数の従事者を配置できること。
- (9) 参加申込書提出時点において、当該業務を過去に5年以上の実務経験を有し、かつ常時雇用関係にある業務責任者を配置できること。

6 参加申込書等の提出要領

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記参加申込書を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式第1号）

② 会社概要書（様式第2号）

ISO取得状況、従業員数、実施業務分野等を記載すること。同様の事項が記載されたパンフレットでも可とする。

③ 法人登記事項証明書（証明年月日が3か月以内のもの）

④ 直近2か年の分の決算関係書類、貸借対照表及び損益計算書

⑤ 労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できる書類

⑥ 類似業務受託実績表（様式第3号）及びそのことを証する契約書等の写し

⑦ 認証取得状況届（任意様式）及び認定証の写し

プライバシーマーク又はISMS等情報セキュリティ関連認証等を取得していることを証明していることを証明できる書類の写し

⑧ 必要資格関係書類

ア 配置予定の業務責任者の業務経歴書（任意様式）

イ 配置予定の業務責任者が雇用関係にあることを確認できる書類

⑨ 納税証明書

ア 納税証明書その3の3（証明年月日が3か月以内のもの）

イ 社会保険料納入証明書

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和6年7月1日（月） 午後5時必着

(4) 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、簡易書留等により記録が残るようにすること。また、持参による場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする（土日祝日を除く。）。

(5) 提出先

提出書類の提出先は、全て「3 事務局」とする。

(6) 参加資格の審査

提出された書類等について、事務局にて参加資格を審査し、資格適合者には「プロポーザル参加要請書」によりその旨を通知するとともに業務提案書の提出を要請する。参加資格がないと認められたものに対しては「プロポーザル参加資格審査結果通知書」によりその旨を通知する。

① 通知方法：電子メール

② 通知予定日：令和6年7月9日（火）

(7) 参加資格がないことに関する説明要求

参加資格がないと認められた者は、町長に対して参加資格がないと認めた理由について次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限 通知した翌日から起算して5日以内（休日等を除く。）

② 提出方法 持参

③ 提出場所 「3 事務局」

(8) 参加の辞退

① 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。なお、参加申込後辞退される場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

② 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けるものではない。

7 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

プロポーザルに関する質問書（様式第5号）を電子メールにより提出すること。それ以外の質問は受け付けない。

(2) メールの件名

「大河原町水道事業窓口業務委託プロポーザル質問」とすること。

(3) 受付期限

令和6年7月26日（金） 午後5時まで

(4) 質問に対する回答

質問のあった内容に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わないものとし、全ての参加事業者に対し質問に対する回答を電子メールにより行うものとする。また、当該回答をもってこのプロポーザルに係る各種提供資料の修正、追加を行ったものとみなす。

なお、質問への回答は、本実施要領及び要求水準書の修正、追加を行ったものとみなす。

(5) その他

電子メールの不達等、送受信に関する事故について、本町は一切責任を負わない。

8 業務提案書の作成及び提出要領

プロポーザル参加要請書において、プレゼンテーションの参加を要請する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法により、業務提案書を作成及び提出すること。

(1) 業務提案書の内容（項目）

参加資格者は、業務提案書の作成において少なくとも次の内容（項目）について漏れないように作成すること。

提案項目	記載内容
会社概要	参加事業者の財務状況、情報セキュリティ関連認証取得状況
業務受託実績	他団体での同種業務受託実績
業務体制	業務体制及び業務執行計画 地域貢献に対する考え方
業務に関する提案	窓口・受付業務に対する考え方 水道メーター検針業務に対する考え方 開閉栓業務に対する考え方 調定・調定更正業務に対する考え方 収納業務に対する考え方 滞納整理・給水停止業務に対する考え方 給水装置工事受付等業務に対する考え方 排水設備工事受付等業務に対する考え方 その他付帯業務に対する考え方
個人情報保護に関する提案	個人情報保護に対する考え方、対応方法
災害時・緊急時に関する提案	危機管理に関する考え方 業務継続対応計画
その他業務提案	サービスの充実につながる提案
提案見積金額	提案見積書

(2) 業務提案書の提出部数及び様式等

業務提案書の様式等については、次のとおりとする。

- ① 用紙サイズ 原則として、A4サイズ用紙を使用すること。なお、A3サイズ用紙を使用する場合は、折込挿入とすること。この場合、1枚当たり2ページとみなす。
- ② 表紙・目次 業務提案書には所定の表紙（様式第6号）を付けるものとし、目次及び各ページに番号を記入すること。
- ③ 綴じ方 左綴じ。正本はクリップ留めとし、副本はホチキス留めとする。
- ④ 印刷方法 原則として、両面カラー印刷とする。なお、A3サイズ用紙は片面印刷とすること。

- ⑤ ページ数 30ページ以内とする。
- ⑥ 提出部数 正本1部及び副本10部

(3) 提案見積書

提案見積書は、本業務委託全体の5年間に要する費用を積算し、業務提案書と同時に提出すること。提案見積書(様式第7号)は、消費税及び地方消費税を除いた額で記載し、提案見積内訳書(様式第7号の1)を添付すること。押印は正本の1部のみに行うこと。

(4) 提出方法

- ① 提出期限 令和6年8月30日(金)午後5時まで
- ② 提出場所 「3 事務局」
- ③ 提出方法 持参

受付時間は、午前9時から午後5時までとする(土日祝日を除く。)

(5) 留意事項

- ① 業務提案書の内容は、提案者が責任を持って履行できる内容とすること。
- ② 本プロポーザルは、業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。また、本要領において記載した事項以外の内容を含む業務提案については、無効とする場合があるので注意すること。
- ③ 別紙「要求水準書」については、必要最低限の要件を定めたものであるため、要求水準書の内容を満たす代替提案について認めるものとする。
- ④ 別紙「要求水準書」に記載のない事項であっても、提案者の判断により、本業務に必要と思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は、提出する提案見積書に含むものとする。
- ⑤ 本町が追加資料の提出依頼を行った場合には、速やかに提出すること。

9 プレゼンテーションの実施について

- (1) 日時 令和6年9月19日(木)(詳細は、後日通知)
- (2) 場所 大河原町役場
- (3) 出席人数 5人以内

本業務に配置予定の業務責任者を含めて、業務提案書の内容を熟知している者を出席されること。また、プレゼンテーション実施前に出席者の役職、氏名をプレゼンテーション出席者報告書(様式第8号)に記載し提出すること。

(4) プレゼンテーション時間

提案者からの説明時間 45分以内

大河原町からの質問時間 20分以内

(5) プレゼンテーション内容

提出した業務提案書に基づき説明すること。

(6) 使用機器

説明に必要な機器等は、提案者が用意すること。

10 審査方法について

応募事業者から提出された業務提案書の評価にあたり、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価を行うため「大河原町水道事業窓口業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査については、業務提案内容の評価項目に従って審査委員会で審査を行い、評価基準総合点が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、業務提案に係る審査項目及び評価点の算出方法は次のとおりとする。

(1) 業務提案に係る審査項目

評価点算出の審査項目及び配点は、次のとおりとする。

提案項目	記載内容	配点	
会社概要	参加事業者の財務状況、情報セキュリティ関連認証取得状況	15	
業務委託に関する事項	業務受託実績	他団体での同種業務受託実績	5
	業務体制	業務体制及び業務執行計画 地域貢献に対する考え方	15
	業務に関する提案	窓口・受付業務に対する考え方	25
		水道メーター検針業務に対する考え方	15
		開閉栓業務に対する考え方	10
		調定・調定更正業務に対する考え方	10
		収納業務に対する考え方	10
		滞納整理・給水停止業務に対する考え方	15
		給水装置工事等受付業務に対する考え方	10
		排水設備工事等受付業務に対する考え方	10
		その他付帯業務に対する考え方	10
	個人情報保護に関する提案	個人情報保護に対する考え方、対応方法	10
	災害時・緊急時に関する提案	危機管理に関する考え方 業務継続対応計画	10
その他業務提案	サービスの充実につながる提案	10	
業務提案評価点		180	
価格評価点		20	
評価の総合点		200	

(2) 評価点の算出方法

① 業務提案評価点の算出方法

審査項目に示す審査の視点から業務提案書の内容を項目ごとに以下のとおり5段階で評価し、審査委員会の委員の評価点数の平均を業務提案評価点とする（小数点以下の端数があるときは、小数第3位以下を切り捨てるものとする。）。

評価	評価基準	得点化方法
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣る	配点×0.25
E	劣る・提案なし	配点×0

② 価格評価点の算出方法

提案金額に係る評価点は、次の算定式で評価する。

なお、提案見積限度額を超える見積金額を提示した参加事業者は、受託候補者の選定対象に含めないものとする。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \text{最低提案見積額} / \text{提案見積額}$$

(小数点未満切り捨て)

1 1 審査結果の通知について

(1) 結果の通知方法

受託候補者の選定結果は、大河原町ホームページで公表するほか、業務提案書を提出した全ての事業者へ文書で通知する。

① ホームページでの公表及び通知の発送日 令和6年9月30日(月)

② 通知の方法 簡易書留により送付

(2) 非選定理由の説明要求

非選定事業者は、結果通知書の到着後15日以内に書面により大河原町長あてに郵送により非選定理由を求めることができる。ただし、当該事業者の合計評価点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及びその他の参加事業者に関する説明要求には一切応じないものとする。

1 2 参加事業者の失格

次に該当した場合には、当該参加事業者は失格とする。

(1) 参加事業者が提出した書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合、又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合

(2) プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは、不正の利益を得るために連合するなどした場合

(3) 本手続の期間中に、審査委員会及び業務担当者等に対し提案内容に関する助言を求めた場合

(4) 「2-(4) 本委託業務による提案見積限度額」を超えた見積書を提出した場合

(5) プロポーザル参加辞退届(様式第4号)を提出した場合

(6) 「8 業務提案書の作成及び提出要領」に記載する提案がなされなかった場合

(7) その他大河原町上下水道課の指示に従わない場合

1.3 その他留意事項

- (1) 事業内容についての詳細は、本実施要領によるものとし、説明会は行わないものとする。
- (2) プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式第4号）により届け出ること。
- (3) 業務提案書の作成等プロポーザル参加に際し必要な費用は、提案者の負担とする。
- (4) 業務提案書の提出期限後の書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。
- (5) 業務提案書等提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (6) 参加資格者が1者であっても、業務提案書の評価を行い、受託候補者として適当でないと認められた場合には、受託候補者として特定しない場合がある。
- (7) 提出書類の著作権は、作成者（参加者）に帰属する。ただし、大河原町上下水道課がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、作成者の許諾を得ずにその内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 見積書、提案書その他プロポーザルにおいて使用する言語は、日本語に限るものとする。また、見積金額等は、日本通貨による表示に限るものとする。
- (9) 評価の経緯及び結果について、異議申し立ては受けないものとする。